

第9号

2007年7月

発行日：2007年7月10日

編集者：塚田 香織



## トピックス

資産の「取得にかかった金額」

## 暑い夏がやってきました！

梅雨らしい、蒸し暑い天候が続いていますが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。もうすぐ、夏休みも始まり、子ども達の賑やかな声も聞こえる時期になりました。暑さに負けずに、オンオフともに充実した夏をお過ごし下さい。

## ちょっと体にいい話

### ★冷房病に注意★

今年も、暑い夏になりそうですね。

「冷房病」は、エアコンによる体の冷えすぎと、室内と暑い戸外との温度差に体が順応できなくなる、自律神経失調症のひとつと考えられています。

本来、私たちの体は、暑くなると皮膚の血管を拡張して熱を逃がしたり、寒くなると血管を収縮させて熱の放出を防いだりしています。温度差が5℃以上になると、体温調節がうまくいかなくなり、体の不調が現れてきます。

主な症状としては、体の冷え、頭痛、肩こり、だるさ、むくみ、不眠、胃腸障害などがあります。

### 「冷房病」にならないために

- ★エアコンの設定温度を25～28℃程度にして、外気温との差を5℃以内に保つ。
- ★電車や出先での対策に、スカーフやカーディガンを持ち歩き、直接冷風があたらないようにする。
- ★体を動かして、血行を促進する。
- ★入浴して体を温める。
- ★栄養バランスのよい温かい食事を摂る。
- ★寝る前に、寝室の温度や湿度をあらかじめ下げおき、冷えすぎを防ぐ。
- ★腹式呼吸で自律神経の状態を整える。

体の声に耳を傾けて、暑い夏を乗り切りましょう！

(塚田 香織)

## 減価償却（「資産の取得」と「経費」の関係について）その3

今回は資産を取得した場合の「取得にかかった金額」についてご説明します。

減価償却制度では、企業等が取得した資産のうち、使えば使うほど、時間が経てば経つほどに価値が下がっていく資産を「減価償却資産」と呼び、その資産の取得にかかった金額は「減価償却」という一定の方法で、一定の期間（この期間は資産の種類ごとに法律で決まっています。）にわたって必要経費になります。

資産の「取得にかかった金額」とはどのようなものを言うのでしょうか？法律では「取得にかかった金額」は資産の本体価格のほか、資産を使用する為にかかった金額と定めています。ここで気になるのは、資産を取得する際にかかった金額が「取得にかかった金額」になると、一定の期間にわたって必要経費となることです。いまずぐに必要経費にできるものはないのでしょうか。その為に、資産を購入した場合を例にしよう少し詳しく確認してみます。

◆資産を購入した場合は、下記のもが「取得にかかった金額」になります。

本体の代金、引取運賃、購入手数料、その他購入のために必要な金額

※ただし、以下のものは「取得にかかった金額」に含めてもいいし、含めなくてもいいです。（つまり、いまずぐ必要経費にすることができます。）

・不動産取得税、自動車取得税、登録免許税、登記や登録に必要な費用

さらに、ここでは身近な例として、自動車を購入した場合について具体的に確認してみます。

次のうち、自動車を購入した場合に「取得にかかった金額」に含めないといけないものはどれでしょうか？

①自動車取得税 ②自動車税 ③カーナビゲーション設置（同時購入）

【解答】 ③ カーナビゲーションは「取得にかかった金額」に含める必要があります。

【解説】 ① は含めてもいいし、含めなくてもいいです。

② は含める必要はありません。（自動車税は取得したことでかかるものではなく、保有していることでかかるもののため）

ご不明なことがあれば、お気軽に弊所までご相談ください。

(小林 匠)

# FiNet